



島根県報

平成31年 3 月22日 (金)

号外 第 2 5 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県スポーツ推進審議会規則	(人 事 課)	3
島根県立武道施設条例施行規則	()	3
島根県立体育施設条例施行規則	()	10

【教委規則】

島根県スポーツ推進審議会規則等を廃止する規則	(保 健 体 育 課)	18
------------------------	-------------	----

公布された条例等のあらまし

◇島根県スポーツ推進審議会規則（規則第15号）

1 規則の概要

- (1) 島根県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長1人を置くこととした。（第2条関係）
- (2) 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となることとした。（第3条関係）
- (3) 島根県及び島根県教育庁の職員は、審議会の会議に出席して意見を述べることができることとした。（第4条関係）

2 施行期日

平成31年4月1日から施行することとした。

◇島根県立武道施設条例施行規則（規則第16号）

1 規則の概要

- (1) 島根県立武道施設（以下「武道施設」という。）の指定管理者の指定を受けようとする者が知事に提出する申請書の様式を定めることとした。（第2条第1項・様式第1号関係）
- (2) (1)の申請書に添付する書類を定めることとした。（第2条第2項・様式第2号関係）
- (3) 事業報告書の提出期限を毎会計年度終了後60日までとすることとした。（第3条関係）
- (4) 館長は、貸切りでない施設等の使用の便宜を図るため、回数券を発行することができることとした。（第4条関係）
- (5) 武道施設の施設及び設備の使用料を減免することができる基準を定めることとした。（第5条第1項・別表第1関係）
- (6) (5)により使用料の減免を受けようとする者が知事に提出する申請書の様式を定めることとした。（第5条第2項・様式第3号関係）
- (7) 回数券を発行する場合及び冷暖房装置を使用する場合の使用料を定めることとした。（第6条関係・別表第2関係）

2 施行期日

平成31年4月1日から施行することとした。

◇島根県立体育施設条例施行規則（規則第17号）

1 規則の概要

- (1) 島根県立体育施設（以下「体育施設」という。）の指定管理者の指定を受けようとする者が知事に提出する申請書の様式を定めることとした。（第2条第1項・様式第1号関係）
- (2) (1)の申請書に添付する書類を定めることとした。（第2条第2項・様式第2号関係）
- (3) 事業報告書の提出期限を毎会計年度終了後60日までとすることとした。（第3条関係）
- (4) 施設長は、貸切りでない施設等の使用の便宜を図るため、回数券を発行することができることとした。（第4条関係）
- (5) 体育施設の施設及び設備の使用料を減免することができる基準を定めることとした。（第5条第1項・別表第1関係）
- (6) (5)により使用料の減免を受けようとする者が知事に提出する申請書の様式を定めることとした。（第5条第2項・様式第3号関係）
- (7) 体育施設の施設の使用料の還付について定めることとした。（第6条関係）

(8) 回数券を発行する場合及び冷暖房装置を使用する場合の使用料を定めることとした。(第7条関係・別表第2関係)

2 施行期日

平成31年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県スポーツ推進審議会規則をここに公布する。

平成31年3月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第15号

島根県スポーツ推進審議会規則

(趣旨)

第1条 島根県スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)の運営に関しては、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)及び島根県スポーツ推進審議会条例(昭和37年島根県条例第12号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

第4条 島根県及び島根県教育庁の職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

島根県立武道施設条例施行規則をここに公布する。

平成31年3月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第16号

島根県立武道施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県立武道施設条例（昭和45年島根県条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の申請に関する書類等）

第2条 条例第6条第2項の申請書の様式は、指定管理者指定申請書（様式第1号）によらなければならない。

2 条例第6条第2項の規則で定める書類は、団体の活動実績書（様式第2号）とする。

（事業報告書の内容等）

第3条 条例第8条の規則で定める日は、毎会計年度終了後60日とする。ただし、条例第10条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消された場合は、その取消しの日から30日とし、その報告の対象となる期間は当該取消しの前日までとする。

2 条例第8条の規則で定める内容は、次のとおりとする。

- (1) 武道施設の管理運営の体制
- (2) 武道施設で実施した事業の内容並びに当該事業を実施した時期及び成果
- (3) 武道施設の利用の実績及びその分析
- (4) 武道施設の管理運営に要した経費の総額及び内訳
- (5) その他武道施設の管理運営に関し知事が必要と認める事項

（回数券）

第4条 館長は、貸切りでない施設等の使用の便宜を図るため、回数券を発行することができる。

2 前項の回数券は、施設等が貸切りで使用されている場合には使用することができない。

（減免の申請）

第5条 条例第16条の規定による使用料の減免の基準は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ、使用料減免申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、別表第1の第1号から第10号までに規定する場合については、この限りでない。

（使用料）

第6条 条例別表の規則で定める使用料の額は、別表第2のとおりとする。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、武道施設の管理運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

区 分	減 免 額
(1) 指定管理者がスポーツ教室及び記念大会事業等を主催するとき。	施設使用料及び設備使用料の額の 全額
(2) 次号に掲げる者の介助者（原則として減免の対象となる者の人数と同じ人数までに限る。）が使用するとき。	
(3) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が使用するとき。	施設使用料及び設備使用料の額の 2分の1に相当する額
(4) 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会等が主催する障害者スポーツ大会を開催するとき。	
(5) 市・郡小学校体育連盟が主催する学校体育大会を開催するとき。	
(6) 中国・県・市・郡中学校体育連盟が主催する学校体育大会を開催するとき。	
(7) 中国・県高等学校体育連盟が主催する学校体育大会を開催するとき。	
(8) 公益財団法人島根県体育協会が主催する県民体育大会を開催するとき。	

(9) 国民体育大会の県及びブロック大会を開催するとき。	
(10) しまね広域スポーツセンター事業として県スポーツ・レクリエーション祭を開催するとき。	
(11) その他知事が公益上特に必要があると認めるとき。	

施設使用料及び設備使用料の額の
全額又は2分の1に相当する額

別表第2 (第6条関係)

1 回数券を発行する場合の使用料

(1) 第1道場(柔道場)、第2道場(剣道場)、弓道場、相撲場又はトレーニング場

区 分	幼稚園の幼児、小学校の児童、 中学校若しくは高等学校の生徒 又はこれらに準ずる者	大学の学生又はこれに準ずる者	左記の者以外の者(3歳未満の 者を除く。)
金額	11回券 500円	11回券 1,100円	11回券 1,600円

(2) トレーニング室

区 分	中学校若しくは高等学校の生徒 又はこれらに準ずる者	大学の学生又はこれに準ずる者	左記の者以外の者(未就学児並 びに小学校の児童及びこれに準 ずる者を除く。)
金額	11回券 1,000円	11回券 2,200円	11回券 3,200円

2 冷暖房装置を使用する場合の1時間当たりの使用料

区 分	金 額
第1道場(柔道場)又は第2道場(剣道場)	5,630円
トレーニング室	580円
会議室又は研修室	380円

様式第 1 号 (第 2 条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

島根県知事 様

所 在 地
 申請者 名 称
 代表者氏名

㊞

武道施設の指定管理者について指定を受けたいので、島根県立武道施設条例第 6 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

団 体 名			
代 表 者 職 ・ 氏 名			
主たる事務所の所在地			
設 立 年 月 日	年 月 日	構成員の人数	人
資 本 金	円		
連携団体（他団体と連携して管理を行う場合に記入すること。）			

添付書類

- 1 武道施設に係る事業計画書
- 2 活動実績書（様式第 2 号）
- 3 過去 3 年間の決算書
- 4 定款等
- 5 印鑑証明書
- 6 法人の登記事項証明書
- 7 納税証明書

様式第2号（第2条関係）

団 体 の 活 動 実 績 書

1 施設の管理に関する活動実績

活 動 名	活 動 期 間	活 動 内 容	備 考

2 スポーツの普及振興に関する活動実績

活 動 名	活 動 期 間	活 動 内 容	備 考

様式第3号（その1）（第5条関係）

島根県立武道館施設等使用料減免申請書

年 月 日

島根県知事 様

住所又は所在地

団 体 名

申請者 氏 名

㊤

(代表者)

(電話 - -)

下記のとおり使用料の減免を受けたいので承認願います。

		※ 受 付 番 号	第 号
使用する施設名		大会又は催物等の名称	
使用目的及び内容			
使用期間	年 月 日 (曜) 時 分から 年 月 日 (曜) 時 分まで		日間
減免理由	※		
※ 使 用 料	正 規 の 使 用 料	減 免 率	減免後の使用料
	円	%	円
※ 決 裁 欄			

(注) ※印欄は記入しないこと。

様式第3号（その2）（第5条関係）

島根県立石見武道館施設等使用料減免申請書

年 月 日

島根県知事 様

住所又は所在地

団 体 名

申請者 氏 名

㊤

(代表者)

(電話 - -)

下記のとおり使用料の減免を受けたいので承認願います。

		※ 受 付 番 号	第 号
使用する施設名		大会又は催物等の名称	
使用目的及び内容			
使用期間	年 月 日 (曜) 時 分から 年 月 日 (曜) 時 分まで		日間
減免理由	※		
※ 使 用 料	正 規 の 使 用 料	減 免 率	減免後の使用料
	円	%	円
※ 決 裁 欄			

(注) ※印欄は記入しないこと。

島根県立体育施設条例施行規則をここに公布する。

平成31年 3 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第17号

島根県立体育施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県立体育施設条例（昭和52年島根県条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の申請に関する書類等)

第2条 条例第5条第2項の申請書の様式は、指定管理者指定申請書（様式第1号）によらなければならない。

2 条例第5条第2項の規則で定める書類は、団体の活動実績書（様式第2号）とする。

(事業報告書の内容等)

第3条 条例第7条の規則で定める日は、毎会計年度終了後60日とする。ただし、条例第9条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消された場合は、その取消の日から30日とし、その報告の対象となる期間は当該取消の前日までとする。

2 条例第7条の規則で定める内容は、次のとおりとする。

- (1) 体育施設の管理運営の体制
- (2) 体育施設で実施した事業の内容並びに当該事業を実施した時期及び成果
- (3) 体育施設の利用の実績及びその分析
- (4) 体育施設の管理運営に要した経費の総額及び内訳
- (5) その他体育施設の管理運営に関し知事が必要と認める事項

(回数券)

第4条 施設長は、貸切りでない施設等の使用の便宜を図るため、回数券を発行することができる。

2 前項の回数券は、施設等が貸切りで使用されている場合には使用することができない。

(減免の申請)

第5条 条例第16条の規定による使用料の減免の基準は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ、使用料減免申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、別表第1の第1号から第10号までに規定する場合については、この限りでない。

(使用料の還付)

第6条 条例第17条ただし書の規定により、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額の使用料を還付するものとする。

- (1) 条例第17条第1号又は第2号に該当するとき。 使用料の全額
- (2) 体育施設の施設等の使用の中止を次の表に掲げる日までに施設長に申し出たとき。 使用料の5割相当額

体 育 施 設 名	施 設 名	申 出 期 限
島根県立水泳プール	水泳場	使用開始の日の前日から起算して7日前
	トレーニング室	
	会議室	使用開始の日の前日から起算して2日前
島根県立体育館	アリーナ	使用開始の日の前日から起算して7日前
	多目的ルーム	

	フィットネスルーム	使用開始の日の前日から起算して2日前
	キッズルーム	
	トレーニングルーム	
	会議室	
	研修室	
島根県立サッカー場	競技場	使用開始の日の前日から起算して7日前
	大会議室	使用開始の日の前日から起算して2日前
	大会本部室	

(使用料)

第7条 条例別表第1から別表第3までの規則で定める使用料の額は、別表第2のとおりとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、体育施設の管理運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

区 分	減 免 額
(1) 指定管理者がスポーツ教室及び記念大会事業等を主催するとき。	施設使用料及び設備使用料の額の
(2) 次号に掲げる者の介助者（原則として減免の対象となる者の人数と同じ人数までに限る。）が使用するとき。	全額
(3) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が使用するとき。	施設使用料及び設備使用料の額の
(4) 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会等が主催する障害者スポーツ大会を開催するとき。	2分の1に相当する額
(5) 市・郡小学校体育連盟が主催する学校体育大会を開催するとき。	
(6) 中国・県・市・郡中学校体育連盟が主催する学校体育大会を開催するとき。	
(7) 中国・県高等学校体育連盟が主催する学校体育大会を開催するとき。	
(8) 公益財団法人島根県体育協会が主催する県民体育大会を開催するとき。	
(9) 国民体育大会の県及びブロック大会を開催するとき。	
(10) しまね広域スポーツセンター事業として県スポーツ・レクリエーション祭を開催するとき。	
(11) その他知事が公益上特に必要があると認めるとき。	施設使用料及び設備使用料の額の 全額又は2分の1に相当する額

別表第2 (第7条関係)

1 島根県立水泳プール

(1) 回数券を発行する場合の使用料

ア 水泳場

区 分	幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒若しくはこれらに準ずる者、未就学児の付添人（未就学児の人数と同じ人数までに限る。）又は見学者	大学の学生若しくはこれに準ずる者又は小学校第1学年から第3学年までの児童若しくはこれに準ずる者（以下「小学校低学年の児童等」という。）の付添人（小学校低学	左記の者以外の者（3歳未満の者を除く。）
-----	--	---	----------------------

			年の児童等の人数と同じ人数 までに限る。)	
金額	7月1日から 8月31日まで	11回券 2,000円	11回券 4,200円	11回券 6,400円
	その他の期間	11回券 2,300円	11回券 4,900円	11回券 7,600円

イ トレーニング室

区 分	中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	大学の学生又はこれに準ずる者	左記の者以外の者（未就学児並びに小学校の児童及びこれに準ずる者を除く。）
金額	11回券 1,000円	11回券 2,300円	11回券 3,300円

(2) 冷暖房装置を使用する場合の1時間当たりの使用料

区 分	金 額
トレーニング室	670円
会議室	380円

2 島根県立体育館

(1) 回数券を発行する場合の使用料

ア アリーナ、多目的ルーム、フィットネスルーム又はキッズルーム

区 分	幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	大学の学生又はこれに準ずる者	左記の者以外の者（3歳未満の者を除く。）
金額	11回券 500円	11回券 1,100円	11回券 1,600円

イ トレーニングルーム

区 分	中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	大学の学生又はこれに準ずる者	左記の者以外の者（未就学児並びに小学校の児童及びこれに準ずる者を除く。）
金額	11回券 700円	11回券 1,600円	11回券 2,400円

(2) 冷暖房装置を使用する場合の1時間当たりの使用料

区 分	金 額
アリーナ	4,200円
多目的ルーム	670円
フィットネスルーム	670円
キッズルーム	670円
トレーニングルーム	670円
会議室	380円
研修室	380円

3 島根県立サッカー場

冷暖房装置を使用する場合の1時間当たりの使用料

冷暖房料金	380円
-------	------

様式第 1 号 (第 2 条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

島根県知事 様

所 在 地
 申請者 名 称
 代表者氏名

㊤

体育施設の指定管理者について指定を受けたいので、島根県立体育施設条例第 5 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

団 体 名			
代 表 者 職 ・ 氏 名			
主たる事務所の所在地			
設 立 年 月 日	年 月 日	構成員の人数	人
資 本 金	円		
連携団体（他団体と連携して管理を行う場合に記入すること。）			

添付書類

- 1 体育施設に係る事業計画書
- 2 活動実績書（様式第 2 号）
- 3 過去 3 年間の決算書
- 4 定款等
- 5 印鑑証明書
- 6 法人の登記事項証明書
- 7 納税証明書

様式第2号（第2条関係）

団 体 の 活 動 実 績 書

1 施設の管理に関する活動実績

活 動 名	活 動 期 間	活 動 内 容	備 考

2 スポーツの普及振興に関する活動実績

活 動 名	活 動 期 間	活 動 内 容	備 考

様式第3号（その1）（第5条関係）

島根県立水泳プール施設等使用料減免申請書

年 月 日

島根県知事 様

住所又は所在地
 団 体 名
 申請者 氏 名 ㊟
 （代表者）
 （電話 — — ）

下記のとおり使用料の減免を受けたいので承認願います。

		※ 受 付 番 号	第 号
使用する施設名		大会又は催物等の名称	
使用目的及び内容			
使 用 期 間	年 月 日 (曜)	時 分から 時 分まで	時間
	年 月 日 (曜)	時 分から 時 分まで	時間
	年 月 日 (曜)	時 分から 時 分まで	時間
減 免 理 由	※		
※ 使 用 料	施設使用料	減 免 率	減免後の使用料
	円	%	円
※ 決 裁			

(注) ※印欄は記入しないこと。

様式第3号（その2）（第5条関係）

島根県立体育館施設等使用料減免申請書

年 月 日

島根県知事 様

住所又は所在地
 団 体 名
 申請者 氏 名 ㊤
 （代表者）
 （電話 — — ）

下記のとおり使用料の減免を受けたいので承認願います。

		※ 受 付 番 号	第 号
使用する施設名		大会又は催物等の名称	
使用目的及び内容			
使 用 期 間	年 月 日 (曜)	時 分から 時 分まで	時間
	年 月 日 (曜)	時 分から 時 分まで	時間
	年 月 日 (曜)	時 分から 時 分まで	時間
減 免 理 由	※		
※ 使 用 料	施設使用料	減 免 率	減免後の使用料
	円	%	円
※ 決 裁			

(注) ※印欄は記入しないこと。

様式第3号（その3）（第5条関係）

島根県立サッカー場施設等使用料減免申請書

年 月 日

島根県知事 様

住所又は所在地
 団 体 名
 申請者 氏 名 ㊤
 (代表者)
 (電話 - -)

下記のとおり使用料の減免を受けたいので承認願います。

		※ 受 付 番 号	第 号
使用する施設名		大会又は催物等の名称	
使用目的及び内容			
使 用 期 間	年 月 日 (曜)	時 分から 時 分まで	時間
	年 月 日 (曜)	時 分から 時 分まで	時間
	年 月 日 (曜)	時 分から 時 分まで	時間
減 免 理 由	※		
※ 使 用 料	施設使用料	減 免 率	減免後の使用料
	円	%	円
※ 決 裁			

(注) ※印欄は記入しないこと。

教 育 委 員 会 規 則

島根県スポーツ推進審議会規則等を廃止する規則をここに公布する。

平成31年 3 月22日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第 4 号

島根県スポーツ推進審議会規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 島根県スポーツ推進審議会規則（昭和37年島根県教育委員会規則第 5 号）
- (2) 島根県立武道施設条例施行規則（平成16年島根県教育委員会規則第30号）
- (3) 島根県立体育施設条例施行規則（平成16年島根県教育委員会規則第31号）

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。